

## 事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成 26年 9月 30日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 兵庫県尼崎市潮江一丁目2番6号 尼崎フロントビル6階		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) SECカーボン株式会社 取締役社長 大谷 民明 電話 06 - 6491 - 8600

主たる業種	炭素質電極製造業				細分類番号 2 1 6 1		
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、エネルギー原単位の前年比1%以上の削減に取り組む						
計画を推進するための体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>ISO14001環境マネジメントシステムによる環境改善活動の実施</li> <li>エネルギー対策委員会、省エネ推進委員会の主導による省エネ活動の推進</li> </ul>						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量 (23~25) 年度	基準年度 (23~25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	139,595.4 トン	159,156.3 トン	161,877.1 トン	165,272.5 トン	16.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	168,853.3 トン	159,117.7 トン	161,877.1 トン	155,272.5 トン	-6.0 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠	H26年度は、ER工場の天井照明更新及び、G2電気窓のリバース及び配電盤の更新を計画。H27年度は、第一炭水素電気室変圧器の更新及びソーラーの断熱強化を計画。H28は、GF-11黒船化用変圧器の高効率化を計画している。その他、消費電力量の多い黒船化工場において、特定の品種における黒船化送電時間の短縮及び、炉詰量増加を継続して取り組む。					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産量トン)	3.59	3.54	3.52	3.30	-4.630 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		H26年度は、ER工場の天井照明更新及び、G2電気窓のリバース及び配電盤の更新を計画。H27年度は、第一炭水素電気室変圧器の更新及びソーラーの断熱強化を計画。H28は、GF-11黒船化用変圧器の高効率化を計画している。その他、消費電力量の多い黒船化工場において、特定の品種における黒船化送電時間の短縮及び、炉詰量増加を継続して取り組む。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考	
		~95 %	~95 %	~95 %	~95 %		
具体的な取組及び措置の内容	(26) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の品種における黒船化送電時間の短縮及び、炉詰量増加を継続して取り組む。</li> <li>ER工場の天井照明を高効率機器へ更新する。</li> </ul>					
	(27) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の品種における黒船化送電時間の短縮及び、炉詰量増加を継続して取り組む。</li> <li>第一炭水素電気室変圧器の更新。</li> </ul>					
	(28) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の品種における黒船化送電時間の短縮及び、炉詰量増加を継続して取り組む。</li> <li>GF-11黒船化用変圧器の高効率化。</li> </ul>					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	特になし					
	上記の措置を採用する理由	公共の交通機関が十分に整備されていないため推奨できない。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	38.6 トン	0.0 トン	0.0 トン	京都版CO2排出量取引制度		
	合計	38.6 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都版CO2排出量取引制度より38.6t-CO2のクレジットを購入</li> <li>国土交通省、福知山市と「オランダポート・ワラーム協定を締結し、国道9号線歩道の清掃活動及び、工場外周道路の清掃活動など、社会貢献活動を実施している。</li> <li>グループ一括化推進事業費付自販機設置により、(社)京都モータルズ協会へ売上金の一部を寄付</li> </ul>					※2013年度までの実績：募金額381,999円、杉1,910本、CO2吸収量26.9t-CO2	
特記事項	第一計画期間の超過削減量137,478.7t-CO2 のうち10,000 t-CO2を平成28年度の第3年度の排出量から差し引いて記載。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。